

変動金利定期預金規定・単利型（通帳式・証書式）

1.（預入れの最低金額）

変動金利定期預金（以下「この預金」といいます。）の預入れは一口1円以上とします。

2.（預金の支払時期等）

- (1) この預金は、通帳（または証書）記載の満期日以後に利息とともに支払います。
- (2) あらかじめ自動解約入金との約定のある場合（以下「自動解約入金方式」といいます。）は、満期日以後に自動的に解約し、利息とともに支払います。

この場合、元金金はあらかじめ指定された預金口座へ入金するものとします。

3.（利率の変更）

この預金の利率は、預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月ごとの応当日に変更し、変更後の利率は、その日を預入日とし、その6か月後の応当日を満期日とする預入金額に応じた自由金利型定期預金（M型）（ただし、自由金利型定期預金の預入最低金額以上のこの預金については自由金利型定期預金）の店頭表示の利率に、この預金の預入日から満期日までの期間に応じた当金庫所定の利率を加える方式により算定するものとします。ただし、この預金の利率について、上記の算定方式により算出される利率を基準として別に定めをしたときは、その定めによるものとします。

4.（利息）

- (1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数について計算し、次のとおり支払います。

① 預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月ごとの応当日を「中間利払日」{中間利払日が複数ある場合、通帳（または証書）記載の中間利払日は、この預金の内容を通帳（または証書）に記載した日以後、最初に到来する中間利払日を表示します。}とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数（以下「中間利払日数」といいます。）および通帳（または証書）記載の中間利払利率（第3条により利率を変更したときは、変更後の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を、利息の一部として、各中間利払日に、あらかじめ指定された口座へ入金します。

ただし、中間払利息を指定口座に入金できず現金で受取る場合には、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章（または署名）により記名押印（または署名）して通帳（または証書）とともに提出してください。

- ② 中間利払日数および通帳（または証書）記載の利率（第3条により利率を変更したときは、変更後の利率。以下これらをそれぞれ「約定利率」といいます。）によって計算した金額ならびに最後の中間利払日から満期日の前日までの日数および約定利率によって計算した金額の合計額から中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた残額を、満期日にこの預金とともに支払います。
- (2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (3) この預金を第5条第1項により満期日前に解約する場合には、その利息は次のとおり支

払います。

① 預入日の6か月後の応当日の前日までに解約する場合には、預入日から解約日の前日までの日数および解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

② 預入日の6か月後の応当日以後に解約する場合には、解約日までに経過した各中間利払日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。また、計算した結果が解約日における普通預金の利率を下回る場合は解約日における普通預金の利率とします。）によって計算した金額ならびに解約日までに経過した最後の中間利払日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。また、計算した結果が解約日における普通預金の利率を下回る場合は解約日における普通預金の利率とします。）によって計算した金額の合計額（以下「期限前解約利息」といいます。）を、この預金とともに支払います。

この場合、期限前解約利息とすでに支払われている中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）との差額を清算します。

A 預入日の1年後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

a 6か月以上1年未満 約定利率×50%

b 1年以上3年未満 約定利率×70%

B 預入日の3年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

a 6か月以上2年未満 約定利率×20%

b 2年以上3年未満 約定利率×40%

(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

5.（預金の解約、書替継続）

(1) この預金は、当金庫がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはありません。

(2) この預金を第2条第2項の自動解約入金方式以外の方法で解約または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章（または署名）により記名押印（または署名）して通帳（または証書）とともに当店に提出してください。

6.（通帳記載事項または証書の効力）

自動解約入金方式により満期日以後に元利金をあらかじめ指定された預金口座へ入金した後は、通帳の当該受入れの記載（または証書）は無効となります。

この場合、通帳については通帳記載事項に解約の表示をした後、返却しますので、直ちに当店に提出してください。また、証書については直ちに当店に返却してください。

この他、「各定期預金共通規定」をご参照ください。

以 上